

平成26年度第1回 労働者安全衛生対策部会(6月4日開催)での申し入れ事項

	申し入れの内容	回答
1	・作業従事者の被ばく線量低減のため、敷地内の細かいサーベイマップを作成し、きめ細かな更新を行うこと。	現場の線量率の測定については、各作業での測定結果を入手し、測定結果の収集にも努めています。作業への反映としては、収集したデータを元に、作業方への求めに応じ提供することとしています。また、各企業には放射線管理Gメンバーが現場オブザベーションなどを行い、現場での測定結果を表示するなどし、現場での反映(測定日の更新や表示間隔の稠密化など)をお願いしています。 また、下記ダストモニタと同様、今年度末以降線量率表示器を多数設置し、現場作業員がリアルタイムで線量率を確認できるようにする計画です。
2	・労働環境、労働条件の改善状況について、各施策の課題が分かるよう、実効的なアンケートを実施し、作業従事者へ丁寧に情報提供すること。	これまで当社では、国の指導や元請会社さまのアドバイス等に基づき、労働環境の改善に取り組んでおります。 アンケートは、作業員のみなさまが入退域管理施設に移動し現場で作業を行うまでの流れに沿って、現在の環境について評価して頂いており、評価が低い項目については、具体的に改善を望んでいる内容について質問させて頂いております。 また、これまで実施した改善策についても評価して頂いております。 頂いたご要望事項については、内容を取りまとめ対策を検討し、今後の労働環境の改善を行うとともに、作業員の方に取り組み内容が伝わるよう、丁寧に情報提供を行ってまいります。
3	・被ばく線量について、法令の線量限度にどのくらいの作業員が近づいているのか、分かりやすい統計を示すこと。	線量の分布状況については、分布表にてお示ししておりますとおりです。なお、法令の線量限度を超えないよう18mSv/年、80mSv/(定められた5年)を確認線量として定めており、この線量に達したか否かを線量管理システムに管理しております。確認線量に達した場合には、以降の線量管理方法を決めて、線量限度を超えないようきめ細かく管理しています。 また人事面では、業務状況や個人のスキル等を勘案し、現場作業が少ない職場への配置替えを行っており、定期異動(7月)では他サイトや本店とローテーションをかけ、現場作業に支障がないよう要員の入れ替えを行っております。 なお、協力企業の方の線量についても同様に線量管理システムにて確認できるようになっており、確認線量に達した場合には元請企業にお知らせするとともに、今後の作業内容、予想線量、線量管理方法等について元請企業に確認し、線量限度を超えないようにしています。また、元請企業でも年度実効線量20mSvを超える及び超えるおそれがある場合の線量管理方法を予め定めています。
4	・作業効率の改善や傷病予防のため、全面マスク省略可能エリアの拡大を早期に進めるとともに、エリア内のダスト濃度を作業従事者に分かりやすく周知し、不安解消に努めること。	全面マスク省略可能エリアの拡大については、構内除染の進捗に合わせて、順次エリアを広げてまいります。また、構内において、現状、ダストは発生していない状況ではありますが、ダスト監視用の測定器を増設していく計画であります。

平成26年度第1回 労働者安全衛生対策部会(6月4日開催)での申し入れ事項

	申し入れの内容	回答
5	<p>・死亡事故の発生や傷病者の搬送例が多いことから、迅速な搬送体制を取れるよう医療体制を含め見直すこと。</p>	<p>福島第一原子力発電所においては通常の救急搬送とは異なり、周辺が帰還困難区域で医療機関がないことから、入退域管理施設内の救急医療室に救急科専門医師・救急救命士・看護師各1名が24時間体制で常駐して、医療を開始するまでの時間を短縮しています。</p> <p>構内で傷病者が発生した場合には、まず一番近くに常駐している救急医療室のスタッフが速やかに応急措置を施し、適切な医療機関へ搬送するために傷病者の状態および汚染の有無を確認しております。これまでの救急搬送時の救急車要請についても、これらの手順を踏まえて適切に行われたものと認識しております。</p> <p>また、救急搬送の時間を極力短縮し、救命措置をしながらの搬送をするために救急医療室に急患搬送車を常置することにより救急搬送に備えており、平成26年5月末には救急医療室に配備している車両すべて(4台)を医療設備がある救急車タイプの車両に入れ替え搬送体制の強化を図っております。</p> <p>今後も一層の迅速搬送を目指し、実践に則したケース設定で搬送訓練を継続して実施してまいります。</p>
6	<p>・労務費割り増しについて、作業従事者の基本給に影響が出ないよう、協力企業に対して説明を行い、全作業従事者に行き渡るよう実効性を確保すること。</p>	<p>労務費割増の増分については、元請企業に本件の趣旨を説明してきております。元請企業からは、労働条件通知書等に1F割増手当や危険手当といった名称で、割増分として理解していただけるように記載する旨を、ヒアリングの際に伺っております。なお、元請企業が検討・立案した施策の検証のため、末次の企業までに支払が終了した工事件名から順次実際に支払いが末次の作業員まで行き渡っているか、元請企業を訪問し書類にて確認を行ってまいります。</p>